

JASRAC独占禁止法違反事件について

平成21年6月23日

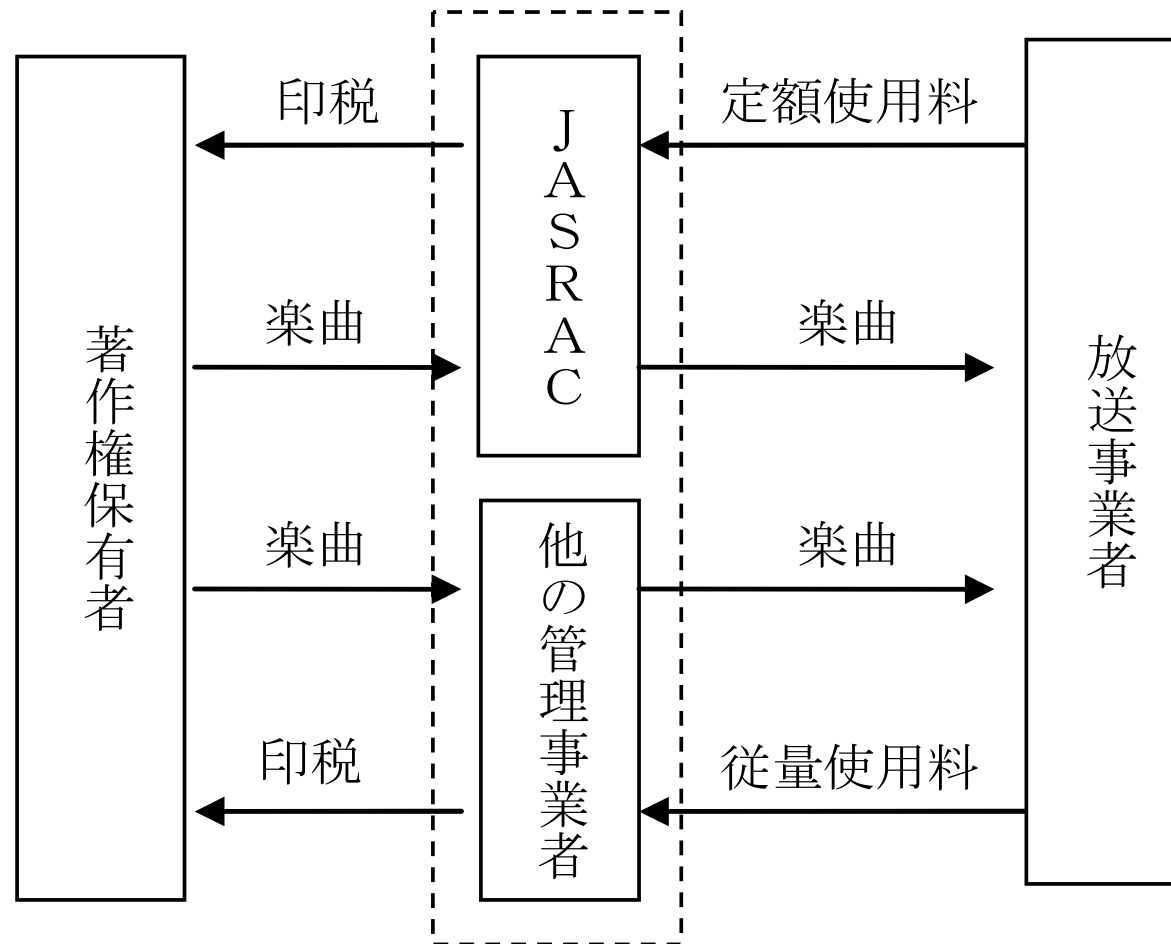
東京大学 大学院経済学研究科

河野愛一郎

経緯

- 著作権管理事業では、JASRACが99%のシェアで、残りの1%をイーライセンスなどの他社が分け合う。
 - JASRACが放送事業者に対して、楽曲使用料の定額契約を結ばせた。
 - この契約自体がJASRACの独占度をさらに強めている。
- この契約に対し、公正取引委員会は私的独占として禁止した。

著作権管理事業市場



経済学的な観点から包括徴収の問題点

公取委の判断を支持する立場

＝包括契約によって著作権管理事業市場のJASRACによる独占はますます強まってしまう。

・現在のJASRACの管理楽曲の管理市場シェアが99%（他の管理会社が1%）として、実際に使用されている利用市場のシェアも同様に99%であれば、これはある意味公平な状態と言えなくもない。

（1%しか持っていない他の会社も努力次第でシェアを伸ばすこともできる。）

経済学的な観点から包括徴収の問題点

公取委の判断を支持する立場

＝包括契約によって著作権管理事業市場のJASRACによる独占はますます強まってしまう。

・しかし、楽曲のほとんどを管理しているJASRACの包括契約によって、放送事業者のJASRAC管理楽曲を使用するインセンティブが高まる。

→他の管理会社の楽曲は使用されない。

→使用されないと困る著作権保有者が他の管理会社からJASRACに乗り移る。

→JASRACは、自らの独占の高さ自体を生かして、他の管理会社を市場から退出させる(＝市場に対する私的独占)。

経済学的な観点から包括徴収の問題点

公取委の判断を支持する立場

＝包括契約によって著作権管理事業市場のJASRACによる独占はますます強まってしまう。

(類似例) Microsoft

●米国独占禁止法違反事件(1995年地裁判決)

・・・Microsoftがパソコン製造業者と、
(Windowsのパソコンの生産台数) × (一定額)ではなく、
(全パソコンの生産台数) × (一定額)の契約を結んでいた。
製造業者はWindows以外のOSを入れたくなくなる。
←有罪となりこのような契約が禁止された。